

「出産育児一時金の直接払制度」のご利用をお願いします

市立伊丹病院では、「出産育児一時金の直接払」のご利用をお願いしています

出産は、新しい家族が増え楽しみな反面、出産費用の点で心配される方も多いと思います。正常分娩の場合は、健康保険が使えないので40万円～55万円程度が必要になります。

当院では、妊婦様の支払いの心配を少しでも軽減し、安心して出産していただくためにも、「出産育児一時金等の直接払い」のご利用をお願いしております。

「出産育児一時金の直接払制度」は、国民健康保険等から、出産の際に支払われる「出産育児一時金等」（社会保険や国民健康保険等は21年10月から42万円）を、医療機関等が出産育児一時金等の支給申請及び受取りを行うことにより、妊婦様等があらかじめまとまった現金を用意することなく、医療機関等において出産が行えるよう、経済的負担の軽減を図るために設けられた制度です。この制度を利用すると、退院時に一時金を差引いた金額の支払いだけで精算・退院することができるので、多額の現金を準備する必要がありません。

○直接払いの申請手続きはご本人又はご家族に行っていただくこととなります。

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示ください。

※退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることができます。その際は、退職時に交付されている資格証明書を保険証と併せてご提示ください。（受給要件など詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）

- ② 妊婦検診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「高額療養費限度額認定」の申請手続きをして、「認定証」を病院窓口にご提示いただくと、入院費用の一定額（自己負担金限度額と差額ベッド代・おしめ代などの保険外の実費）の支払いだけで精算・退院できます。この制度は「出産育児一時金」と併せて手続きすることができます。退院時までにご入手ください。

「高額療養費限度額認定証」をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ちください。